

立山町告示第 58 号

立山町家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

立山町長 舟 橋 貴 之

立山町家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民に対し家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を貸し出し、町民が実際に処理機を使用してその効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって町民による生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の削減及びごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(処理機の貸出対象者)

第 2 条 処理機の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者
- (4) 処理機について町が実施するアンケート調査に協力できる者

(貸出期間等)

第 3 条 貸出期間は、2 週間以内とする。ただし、前条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却するものとする。

2 貸出しは、1 世帯につき 1 基 1 回限りとし、無償とする。

(貸出申請)

第 4 条 処理機の貸出しを受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機貸出申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たり、当該申請者は、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出しの決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めたときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定をしたときは、速やかにその決定内容を家庭用生ごみ処理機貸出決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(貸出方法及び負担)

第6条 処理機の貸出しは、前条の貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、住民課窓口において直接引き渡す方法で行うものとする。

2 処理機の運搬に係る費用、使用に係る電気代及び次条第2項に規定する借受時と同じ状態に復する費用は、使用者の負担とする。

(返却方法)

第7条 処理機の返却は、使用者が住民課窓口にて直接返却するものとする。

2 使用者は、返却する際、処理機を次の使用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、処理機を維持管理すること。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。
- (3) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (4) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 町が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、貸出しを受けた処理機を紛失し、又は破損したときは、直ちに町長に報告するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と町長が認める場合については、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、処理機の貸出しに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。